

福祉有償運送事業について

参考資料 3

事業者（NPO、公益法人、社会福祉法人等）

「中和地区福祉有償運送共同運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意

運輸支局長の行う登録

運行開始



町による実態把握と指導

運輸支局による事後確認

更新

フィードバック

福祉有償運送事業について

○運送の区域

協議会の協議が調った後の市町村を単位とし、旅客の運送の**発地又は着地のいずれかが運送の区域内**にあることが必要

※協議会：中和地区福祉有償運送共同運営協議会

(構成団体：橿原市、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町)

○旅客の範囲

1～3の該当者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難で、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする乗客名簿に記載されている者及びその付添人

- 1 身体障がい者
- 2 要介護認定・要支援認定を受けている者
- 3 その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がい(発達障害学習障がいを含む。)を有する者

○運行できる車両

乗車定員11人未満のもので、**福祉車両及びセダン等**(自動車検査証の用途の欄が「貨物」の自動車以外の自動車)